



平成 19 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ ン ド ウ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 城 戸 博 司  
(コード番号:2698 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 武 藤 真 朗  
電 話 番 号 03-5944-4112

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 2 月 23 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 将来の事業内容の多様化に備え、事業目的を追加するものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり定款変更を行うものであります。

当社の定款には取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされるため、当該規定を新設するとともに所要の変更を行うものであります。

公告方法について、インターネットの普及と閲覧の利便性を考慮して、電子公告制度を採用するための所要の変更を行うものであります。

当社の定款には株券を発行する旨の定めがあるとみなされるため、当該規定を新設するものであります。

株主総会における議決権行使を委任できる代理人の数を明確にするため、所要の変更を行うものであります。

株主総会参考書類等のインターネットを利用する方法での開示を可能とするための、規定を新設するものであります。

取締役会の機動的かつ効率的運営を図ることを可能とするため、書面及び電磁的記録による決議を可能とする規定を新設します。

その他、会社法の条文及び用語に合わせて規定を整備するとともに、不要となる規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社 キャンドゥと称し、英文では CAN DO CO., LTD. と表示する。</p> <p>(事業目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般日用雑貨品、文房具の卸・販売</li> <li>2. 衣料品、衣料雑貨品の卸・販売</li> <li>3. 食料品の卸・販売</li> <li>4. 清涼飲料水、酒類の卸・販売</li> <li>5. フランチャイズチェーンシステムによる食料品・日用雑貨品等の販売加盟店の募集及び指導並びに運営</li> <li>6. 損害保険代理業</li> <li>7. 生命保険の募集に関する業務 (新設) (新設)</li> <li>8. 前記各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都板橋区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(事業目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般日用雑貨品、文房具の卸・販売</li> <li>2. 衣料品、衣料雑貨品の卸・販売</li> <li>3. 食料品の卸・販売</li> <li>4. 清涼飲料水、酒類の卸・販売</li> <li>5. フランチャイズチェーンシステムによる食料品・日用雑貨品等の販売加盟店の募集及び指導並びに運営</li> <li>6. 損害保険代理業</li> <li>7. 生命保険の募集に関する業務</li> <li>8. 労働者派遣事業</li> <li>9. 不動産賃貸業</li> <li>10. 前記各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、420,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(端株主の権利)</p> <p>第7条 <u>当社の端株原簿に記載または記録された端株主は、商法第220条ノ3第1項第3号に基づく株式の転換を請求する権利を有しない。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、420,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、その他株式に関する手続及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換並びに端株原簿への記載または記録、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年11月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定める。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)並びに株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを</u>行う。</p> <p>(議決権の代理行使)  第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に差し出すことを要する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)  第 15 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)  第 16 条 取締役は株主総会において選任する。  取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で</u>行う。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>全て累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)  第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>増員または補欠として選任された<u>取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第 18 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)  第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって</u>行う。</p> <p>(議決権の代理行使)  第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に差し出すことを要する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)  第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)  第 18 条 (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって</u>行う。  (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)  第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  (削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)  第 22 条 (現行どおり)</p> <p>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法) 第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 22 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程) 第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 24 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第 25 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(監査役を選任) 第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 27 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 28 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 31 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 24 条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役はこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役を選任) 第 28 条 (現行どおり) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 31 条 (現行どおり) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 33 条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程) 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 33 条 監査役報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。 (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第 34 条 当会社の営業年度は、毎年 12 月 1 日から 11 月 30 日までとし各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第 35 条 当会社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを支払う。</p> <p>(中間配当) 第 36 条 当会社は、取締役会の決議により毎年 5 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(以下「中間配当」という)をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第 37 条 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 前項の未払配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(監査役会規程) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役報酬等) 第 35 条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。 (会計監査人の任期) 第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から 11 月 30 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当の基準日) 第 40 条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</p> <p>(中間配当) 第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 2 月 23 日(金)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 2 月 23 日(金)

以 上